

クレーン運転業務特別教育

つり上げ荷重が5トン未満のクレーン(天井クレーン・橋形クレーン
ジブクレーン等)運転するために必要な教育です。

※ この講習は、学科講習のみになりますので、実技は各事業所で実施していただくこととなります。

ご来校、または電話でお申し込み下さい。受講人数に制限がありますので予約制となります。

講習初日の受付は、午前8:40分から9:00分です。(時間厳守)

※ 時間に遅れたり、提出書類等を忘れると受けられません。

◎ 講習初日提出して頂くもの

- ① 運転免許証 運転免許証のない方は、住民票(個人番号の記載されていない6か月以内のもの)
- ② 受講料 13,000円(税込)
- ③ 筆記用具
- ④ 実技に適する服装・手袋・靴(ヘルメットは準備しております。)

◎ 時間割表 学科9H (1.5日間)

1日目 (学科6時間)

2日目 (学科3時間)

8:40 ~ 9:00	受付、説明等		
9:10 ~ 10:10	クレーンに関する知識	9:10 ~ 10:10	クレーンの運転のために必要な力学に関する知識
10:15 ~ 11:15	クレーンに関する知識	10:15 ~ 11:15	クレーンの運転のために必要な力学に関する知識
11:20 ~ 12:20	クレーンに関する知識	11:20 ~ 12:20	関係法令
13:20 ~ 14:20	原動機及び電気に関する知識	(※実技講習は4時間です。)(各事業所で実施する。) 3H クレーンの運転 クレーンの運転 クレーンの運転 1H クレーンの運転のための合図	
14:25 ~ 15:25	原動機及び電気に関する知識		
15:30 ~ 16:30	原動機及び電気に関する知識		

講習 予約日	月 日 ~ 日
-----------	---------

※キャンセルされる場合は早めに連絡して下さい。

秋田労働局長登録教習機関

(株)鷹巣交通 県北技能講習センター

〒018-3301 秋田県北秋田市綴子字佐戸岱6

TEL 0186-62-1845 FAX 0186-62-1846